

第4回 浅口マルシェ参加者募集要項

第4回 浅口マルシェは、2023年浅口市金光町植木まつりの中で実施します。

1 実施概要

【目的】

市内事業者や団体を集めたマルシェを実施し、物販やワークショップ等を通して、地域の魅力を広く発信する。
また、参加者同士の交流も目的とし、観光だけでなく地場産業の振興に繋げる。

【日時】

以下に記載の植木まつり開催期間内で参加者にお任せします。希望者が多い日については、事務局で調整させていただきます。

【場所】

植木まつり会場内

【来場者数】

約600人(前回2/26)

★令和5年度_今後の浅口マルシェ予定(変更の可能性あり)

- ・7月1日(土)
- ・11月11日(土)
- ・3月2日(土)

※各実施について、2ヶ月前頃にHP、インスタグラムにて参加者を募集。
(会員様にはメールにて、ご案内します。)

〈植木まつり概要〉

金光町の特産である質の高い植木が並ぶ植木まつりは、昭和45年に開始し、剪定教室やワークショップを交え毎年開催されているイベントです。期間中には、市内外から多くの来場者が集まります。

【期 間】 令和5年4月29日(土)～5月5日(金) 各日9時～17時 ※最終日は16時まで

【会 場】植木まつり会場(浅口市金光町大谷1758-1)

【来場者】 令和4年植木まつり(7日間)約18,000人

【主催】浅口市金光植木まつり実行委員会

2 参加概要

【参加枠】

浅口市観光協会会員として、マルシェに参加し、浅口市と一緒に盛り上げてくれる市内事業者または一般の皆様

参加料:2,000円 但し、観光協会年会費として(会員は無料)

募集数:各日10店舗

想定内容:加工食品、生鮮食品、衣類、雑貨、ワークショップなど

※観光協会年会費については、毎年12月頃に納入通知を送らせていただきますのでその際にお支払いください。12月までに退会した場合についても、その年度分の会費は徴収させていただきます。

【募集概要】

以下のすべてを満たす必要があります。

- ・古着、古本、古家電リサイクル品等、フリーマーケットをメインとした参加は認めません。
- ・アルコール類の販売は禁止とします。但し、持ち帰り用の地酒の販売は可能。
- ・コピー品、金券の販売は禁止とします。
- ・動物、生き物の販売は禁止とします。
- ・転売を目的に購入したものの販売は禁止とします。
- ・くじ引き、福袋などは禁止とします。
- ・参加に必要な物品(テント・販売台・椅子など)は、全て各自でご準備ください。
- ・テントを設置する場合、重りをご用意いただくなど風対策をお願いいたします。
- ・参加に伴う許可及び申請は、参加者にて確認・手続きを行ってください。

【応募条件】

- (1)参加要項をよくお読みいただいた上で、当事務局の運営に賛同いただける方。
- (2)代表者が18歳以上の方
- (3)反社会勢力にかかわりが無いこと
- (4)宗教、政治活動を目的としないこと
- (5)法令、公序俗等に違反しないこと
- (6)著作権、肖像権の侵害をしないこと

【ブース使用について】

★1 小間3×3m 程度

- ・ブースの配置については、事務局に一任とさせていただきます。
- ・参加者同士での場所変更は禁止とさせていただきます。諸事情がある場合の要望については、申込時に、申込書の備考欄にご記入ください。

【搬入・搬出について】

- ・当日のみ。前日準備は不可能です。

【電気・火気・給水について】

- ・電気と火気使用については、必ず申込時に申告してください。
- ・会場に電源はありません。電気が必要な場合、ご自身で発電機等をご準備ください。

※発電機を使用する場合、必ず消火器もご準備ください。

※事務局で2台発電機を所有しています。必要な場合は、申込書の備考欄にご記入ください。
(利用希望者が多い場合は、抽選とさせていただきます。)

【清掃・ゴミの処理について】

- ・各ブースで発生するごみは、参加者で責任をもって持ち帰ってください。
- ・終了後は使用した場所をきれいにし、原状回復してください。

【販売価格について】

- ・適正価格での販売をお願いいたします。

【販売品責任について】

- ・お客様からの苦情に対しては、各店舗で対応をお願いいたします。
- ・参加者が販売した商品に対する責任は、参加者に帰属します。販売する際には、左記に同意したものと
し食中毒予防に万全の注意をしてください。
- ・来場者に与えたケガ等についても事務局では一切責任を負いません。

【記録写真の撮影、使用について】

- ・会場内での事務局による写真・動画撮影にご協力をお願いいたします。HPやSNSでのPRに使用させていただくことがあります。

3 参加への流れ

①参加申し込み

- ・浅口市観光協会 HP より、参加申込書をダウンロードして下さい。
- ・参加申込書に必要事項を記入の上、事務局へ持参いただくか、FAX またはメールにてお申し込み下さい。

※上記方法以外のお申し込みはお受けできない可能性があります。

【提出物】

- 1_参加申込書
- 2_参加者の運転免許証の写し(身分証明書)
- 3_営業許可書の写し(飲食店の場合のみ。)

※過去に本マルシェへの参加経験があり、今回も同内容での参加を希望される方は、2と3を提出する必要はありません。

【提出期限】

令和5年3月26日(日) 必着 ※持込の場合は3月24日(金)まで

【提出先】

浅口市観光協会事務局

所 在: 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市役所産業振興課内

メール: sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp

FAX: 0865-44-9477

※上記の提出先以外へお申し込みはお受けできない可能性があります。

②参加審査(選考)

- ・参加には審査があります。
- ・選考結果についてのお問い合わせには一切お答えできませんのでご理解・ご了承ください。
- ・参加者の結果は、メールにて通知いたします。

③事前案内の送付

- ・参加者へ、当日の詳細をまとめた案内をメールにて送付いたします。

4 販売にあたっての留意事項

【食品の調理や販売について】

◆食品の取り扱いに際して

- ・食品衛生法に基づき、32業種について営業許可書が必要です。参加内容は必ず取得している許可の範囲内をお願いいたします。
- ・令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の一部が変更になるとともに、営業許可業種以外の食品取扱業種の多くは営業の届出が必要になりました。
- ・申請や販売状態に虚偽があると認められた場合、販売停止とする場合があります。
- ・PL保険(生産物賠償責任保険)への加入を推奨します。
- ・食品の取り扱いについては、保健所の指示に従いトラブル防止に努めてください。
- ・保健所へのイベント開催届は、植木まつり実行委員会が一括して行います。

◆加工品の販売について

- ・加工品には、製造販売業の許可書が必要な場合があります。各自で管轄の保健所にて取得してください。

◆アレルギー表示について

容器包装された加工食品・食品添加物で、アレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨しておりますのでご注意ください。

①省令で表示義務化(7品目)

卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生

②表示を推奨(21品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆食品表示について

- ・管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等)を記載した商品を販売してください。
- ・食品の表示がないものについては販売できません。

※食品の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の保健所に直接お問い合わせください。
備中保健所井笠支所(TEL:0865-69-1675)

【古物(中古品等)の販売について】※一般の方によるフリーマーケットでの参加は、原則不可。

リサイクル品や中古品等、古物を販売する場合、古物商許可が必要な場合があります。基本的に、フリーマーケット等で自分の不要なものを処分する場合には不要ですが、利益を出すこと(転売)目的に第3者から仕入れた個物を販売する場合は許可の対象です。

※古物の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の警察署に直接お問い合わせください。
玉島警察署(TEL:086-522-0110)

【アルコール類の販売について】※持ち帰り用の地酒販売を除くアルコール提供・販売は不可

アルコール類を瓶や栓を抜かずに販売する場合、税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要です。参加者様ご自身で申請してください。

【その他】

お客さんから求められた際には、必ず領収書を発行できるよう、ご準備をお願いします。

5 イベントPRについて

【インスタグラム】

浅口市観光協会公式アカウントにて、マルシェの告知を行います。インスタグラムのアカウントをお持ちの方は、ぜひ拡散にご協力ください。

【チラシについて】

浅口市観光協会公式 HP に、チラシデータを掲載します。ご自由に印刷していただき、マルシェやご自身のブース宣伝にご活用ください。

6 注意事項

- ・時間は厳守してください。
- ・ブース外での販売、勧誘は禁止とします。
- ・来場者とのトラブルや事務局の指示に従えない場合に参加を中止していただく場合がございます。
- ・会場での両替は一切行いません。
- ・会場での商品の破損及び盗難については一切責任を負いません。

7 中止について

- ・本マルシェは、少雨決行、荒天中止です。中止の場合、事務局から申込書に記載いただいた連絡先にお電話させていただきます。
- ・中止のタイミングについては、前日から悪天候が予測される場合は、開催前日17時までに、当日まで判断がつかない場合は、当日6時30分までに、事務局にて実施の可否を決定いたします。
- ・天候やその他、やむを得ない事態が発生した場合の実施取りやめに伴う損害賠償は一切負いませんのでご了承ください。

浅口市観光協会事務局

〒719-0295

浅口市鴨方町六条院中 3050(浅口市役所産業振興課内)

TEL:0865-44-9035/FAX:0865-44-9477

メール:sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp